第十七条の見出しを(科目等履修生等)」に改 同条に次の二項を加える。 の者(次項において「科目等履修生等」と 短期大学は、科目等履修生その他の学生以

4

場合においては、一の授業科目について同時 第二十条に次の一項を加える。 規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。 に授業を行うこれらの者の人数は、第十条の 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる

の面積を増加するものとする。

それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎 する基準を考慮して、教育に支障のないよう、 第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定 いう。)を相当数受け入れる場合においては、

つ、教育研究に支障がないと認められる」に改「次に掲げる専用の」に、ある」を「あり、か第二十八条第一項中「次の各号に掲げる」を 必要な教員を置くものとする。なお、それぞ 限りでない。 だし、その校地が隣接している場合は、この 授を少なくとも一人以上置くものとする。 のないよう、原則として専任の教授又は准教 れの校地には、当該校地における教育に支障 行う場合においては、それぞれの校地ごとに 短期大学は、二以上の校地において教育を た

める。 の次に次の一条を加える。 十三条の二を第三十三条の三とし、第三十三条 第三十三条の三を第三十三条の四とし、第三

における施設及び設備) (二以上の校地において教育研究を行う場合

おいて教育研究を行う場合においては、それ第三十三条の二 短期大学は、二以上の校地に 限りでない。 だし、その校地が隣接している場合は、この必要な施設及び設備を備えるものとする。 た ぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう

別表第二イの表備考に次の一号を加える。 積を合算した面積が、それぞれの学校 舎の専用部分の面積及び共用部分の 場合であつて、それぞれの学校等の校 が同一の敷地内又は隣接地に所在する 他の学校、専修学校又は各種学校(以 面積とする。ただし、当該短期大学と 下この号において「学校等」という。) この表に定める面積は、専用部分の

> 学の教育研究に支障がない限度におい以上のものであるときは、当該短期大 との共用部分の面積を含めることがで て、この表に定める面積に当該学校等 基準となる校舎の面積を合算した面積 きる (口の表において同じ。)。

| 第五条|| 大学通信教育設置基準 (昭和五十六年文(大学通信教育設置基準の一部改正) 部省令第三十三号)の一部を次のように改正す

の他の学生以外の者」を、ないよう」の下に、、 を加える。 条第一項」に改め、科目等履修生」の下に「そ 第九条第三項中「第三十一条」を「第三十一

に「その他の学生以外の者」を加える。 三十一条第一項」に改め、科目等履修生」の下 (短期大学通信教育設置基準の一部改正) 別表第二備考第三号中「第三十一条」 を「第

の学生以外の者」を、ないよう」の下に「、」 項」に改め、科目等履修生」の下に、その他 第九条第三項中「第十七条」を「第十七条第

第七条 専門職大学院設置基準 (平成十五年文部(専門職大学院設置基準の一部改正) 省令第十六号)の一部を次のように改正する。 の他の学生以外の者」を加える。 七条第一項」に改め、科目等履修生」の下に 別表第二備考第三号中「第十七条」を「第十

条)」に「第四章 課程の修了要件 (第十五条・ 四条)」を「第三章 十二条―第十六条)」に改める。 第十六条)」を「第四章 課程の修了要件等 (第 第六条中「授業科目を」の下に「自ら」 第三章の章名を次のように改める。 目次中「第三章 教育課程 教育課程 (第六条—第十一 教育方法等 (第六条—第十 を加

第十二条の前に次の章名を付する。 課程の修了要件等

条」に改める。 第三十二条第一項中「第十一条」 第十五条の前の章名を削る。 を「第十二

第一条この省令は、 行する 施行期日) 平成二十年四月一日から施

等が設置の認可を受ける場合において

(学校教育法施行規則の一部改正)

第六条 短期大学通信教育設置基準 (昭和五十七 年文部省令第三号)の一部を次のように改正す

を加える。

改める。

第一項」に改める。 次のように改正する。 附則第二項中「第三十一条」を「第三十一条

省令の一部改正) (短期大学通信教育設置基準の一部を改正する

(学位規則の一部改正)

第三条 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号) の一部を次のように改正する。

条第一項」に改める。

第四条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年 文部省令第二十六号)の一部を次のように改正

びに大学院設置基準第十二条の二」を削る。 を「第七条第二項及び第三項並びに」に改め、「並 第十条の七第一項中「第二十二条第一項」の 第一条の二中「第七条第二項及び第三項

する授業科目とみなす」に、含むことができる り開設する授業科目には」を「認定課程を有す 目」を「当該みなすことができる授業科目」に 教職に関する科目及び特別支援教育に関する科 目を含む」を「科目を前二項の規定により開設 る大学は、教育上有益と認めるときは」に、科 ら」を加え、同条第三項中「前二項の規定によ 二十七条」を加える。 第二十二条第一項中「授業科目を」の下に「自

の一部改正) (大学通信教育設置基準の一部を改正する省令

第五条 大学通信教育設置基準の一部を改正する 省令 (平成三年文部省令第二十六号) の一部を

附則第二項中「第十七条」を「第十七条第

第二条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部 省令第十一号)の一部を次のように改正する。 一条第一項」に「第十七条」を「第十七条第一 第六十八条の二中「第三十一条」を「第三十

第六条第一項中「第三十一条」を「第三十

(教育職員免許法施行規則の一部改正)

条第二項中「第二十一条」の下に「若しくは第 下に「若しくは第二十八条第一項」を加え、同

この省令は、公布の日から施行する

第六条 短期大学通信教育設置基準の一部を改正 部を次のように改正する。 する省令 (平成三年文部省令第二十九号)の

〇農林水産省令第六十六号

する経営安定のための交付金の交付に関する法律 第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対 の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号) 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 農業の担い手に対する経営安定のための交付金

平成十九年七月三十一日

辰林水産大臣

付金の交付に関する法律施行規則の一部を 農業の担い手に対する経営安定のための交

産省令第五十九号)の一部を次のように改正する。 の交付に関する法律施行規則 (平成十八年農林水農業の担い手に対する経営安定のための交付金 附則に次の一条を加える。

期限の特例) (第十三条第一項第二号イに規定する額の納付

第七条 平成十九年新潟県中越沖地震による災害 のは「平成十九年八月三十一日」とする。 とし、当該交付前年度の七月三十一日」とある し、当該交付前年度に」とあるのは、同年度に」 ける」とあるのは「平成十九年度における」と の適用については、同号イ中「交付前年度にお 五に相当する額の納付についての同号イの規定 う第十三条第一項第二号イの規定による平成十 れた市町村の区域内に住所を有していた者が行 助法 (昭和二十二年法律第百十八号) が適用さ が発生した時において、当該災害に際し災害救 九年度における積立基準収入額の百分の二・|

〇環 境 省令第八号

次のように定める。 る情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を ロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法 第二条第一項の規定に基づき、特定製品に係るフ 用に関する法律施行令 (平成十七年政令第八号) が行う書面の保存等における情報通信の技術の利 第百四十九号)第三条第一項、第四条第一項、 通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律 律に係る民間事業者等が行う書面の保存等におけ 五条第一項及び第六条第一項並びに民間事業者等 民間事業者等が行う書面の保存等における情報 第

平成十九年七月三十一日

経済産業大臣 甘利 正 俊 明

環境大臣 若林